

請求の範囲

- [請求項1] 石材を含む敷材であって、
前記石材は、前記石材全体に対して、67.0質量%以上80.0質量%以下の二酸化ケイ素を含む、敷材。
- [請求項2] 前記石材は、前記石材全体に対して、20.0質量%以下の酸化アルミニウムを含む、請求項1に記載の敷材。
- [請求項3] 前記石材は、前記石材全体に対して、10.0質量%以下の酸化第二鉄を含む、請求項1又は2に記載の敷材。
- [請求項4] さらに、熱発生装置を含む、請求項1から3のいずれかに記載の敷材。
- [請求項5] さらに、最上面にヒノキ材を含む、請求項1から4のいずれかに記載の敷材。
- [請求項6] フィットネススタジオ用である、請求項1から5のいずれかに記載の敷材。
- [請求項7] 前記フィットネスが、温度30度以上45度以下、相対湿度50%以上85%以下の室内環境で行われるホットヨガである、請求項6に記載の敷材。
- [請求項8] 請求項1から7のいずれかに記載の敷材を備える、フィットネススタジオ用構造体。
- [請求項9] サウナ用である、請求項1から5のいずれかに記載の敷材。
- [請求項10] 請求項9に記載の敷材を備える、サウナ用構造体。